# 菅 原 真

## Résumé

Après des déclarations de guerre contre plusieurs pays monarchiques absolus, en mars 1793, le comité diplomatique proposait dans le Convention le projet de décret sur les étrangers pour expulser des ennemis. Au 29 avril 1793, Lanjuinais proposait le projet sur le deuxième chapitre de la Constitution girondine, en analysant divers essais de la Constitution qui ont été souscrits officiellement. Dans sa rapport, il insistait sur des conditions de « l'appartenance à la Nation » en cas où on aurait des droits civiques.

Après l'expulsion du Girondin, le Montagnard qui était en majorité dans la Convention rédigeait en peu de temps un projet de la Constitution. La Constitution montagnarde était adoptée au 24 juin 1793. L'article 4 stipulait que « Tout étranger, âgé de vingt et un ans accomplis, qui, domicilié en France depuis une année, ... est admis à l'exercice des droits de citoyen français. » Mais la Constitution n'était pas exécutée.

A cause de la guerre s'était envenimée, la France bannissait des étrangers du belligérant. La Convention nationale adoptait le décret contre les étrangers du 6 septembre 1793. En décembre de cette année, la Convention , par mesure révolutionnaire et de Salut public, décrétait « Tous individus nés en pays étrangers sont exclus du droit de représenter le peuple français. »

キーワード……外国人 国籍 市民権 「国民主権」原理 「人民主権」原理

- 一. はじめに
- 二.共和制革命(1792年8月)以前における「外国人」政策(以上17号)
- 三. 共和制革命以降(1793年12月まで)の「外国人」政策(以上、18号・本号)
- 四.フランス革命初期における「外国人」の政治参加に関する考察
- 五.おわりに

# 6.1793年3月18-21日、外国人強制退去のデクレ

(1)「ならずもの外国人(les étrangers, sans aveu)は共和国領土から追放される」動議可決

ルイ 16 世の死刑投票(1月14日)、死刑執行(21日)の後、1793年も2月~3月になると対外戦争が本格化する(2月、イギリスおよびオランダに宣戦。3月にはスペインに宣戦。国内では、ヴァンデの反乱、デムーリエの裏切りという事件が起きた)。こうした中で3月18日、国民公会の演壇に立ったバレール(Barère)は、「外国人に関する法律は極めて重要である。…諸君が、外国の金銭のみで生活し、我々の敵と関係を持ち、暴動や陰謀で肥えているならずもの外国人を追放するとき、パリは平穏になるのである」「)と演説した。これに対しては、満場の拍手がなされ、大多数の議員がその方針に賛意を表明した。バレールは、「ならずもの外国人は、フランス共和国領土から追放される」ことを起案(rédaction)し、議会はこれを採択した。その実施方法については、立法および一般安全合同委員会に委任されることになった<sup>2)</sup>。ラスルスは、パリ警察に関する諸法律が実施されなかったことに鑑みて、首都に滞在する「ならずもの外国人」のリストを、一般安全委員会の監視下のもとに三日間おくことを求め、議会はこの動議も採択した<sup>3)</sup>。

## (2) 1793 年 3 月 21 日、「外国人に関するデクレ草案 (projet de décret sur les étrangers)」提案

1793 年 3 月 21 日、外交委員会を代表してジャン・ドブリ(Jean Debry)が「外国人に関するデクレ草案」を国民公会に提出した<sup>4)</sup>。彼の報告では、国内外の情勢の変化に伴って、外国人に関するデクレが必要となったことが強調されている。その根拠として、第一に、イギリスおよびスペインが、専制主義を維持するために、突如として暴力的・専制的かつ残虐非道な措置を取ったこと。第二に、フランス共和国は国内の敵から身を守ろうとし、国民公会は、共和国にふさわしい有効な方法でその安寧に必要なものを与えなければならなかったこと。そこでは、国内において企てられた陰謀に対して厳しい視線が運ばれ、その最初の視線は確かな証拠もなしに外国人に襲いかかったこと。第三に、しかしながら、外国人の中には、専制主義の擁護者・犯罪者だけでなく、自由のために闘った者も存在するのであり、両者を区別しなければならないこと。その際、フランスにやってきた時期によって外国人を区別するのは誤りであること。第四に、全ての個人は、その兄弟に対して共通の負担の一部を拒絶しないことを証明しなければならず、公民の意思が十分に保障されていることを申出ない個人は疑わしいこと。第五に、全ての愛国者は身を寄せ合わねばならず、結合(réunion)こそが必要であること。共和国軍隊の闘いを想起するとき、国民公会は、国内の敵を打ち倒す必要があること。

国民公会は、この報告の印刷と諸県への送付を布告した。そして、この読解(lecteure)の後、報告者が提案したデクレ草案の各条について討議がなされ、修正・再修正の後、国民公会には次のようなデクレが提案された。

「国民公会は、同盟した専制君主たちが、武力攻撃の成功よりもむしろ陰謀を実施すること

によって我が共和国を脅かす時代に、自由が破壊されることを未然に防ぐことが義務であることに鑑みて、また国民公会は、自由と平等の諸原理に立脚した憲法を提示する使命をフランス人から受け取っているのであり、監視を強めることによって、国内の敵により愛国者の誓いがかき消されないようにし、一般意思が私的意思に置きかえられるのを阻止しなければならないことに鑑みて、最後に、悪事に光りをあて、それが広がらないようにする手段を人民の行政官に与えることを求めながら、以下のデクレを布告する。

## 第1章

第1条 共和国の各市町村において、および諸セクションにおいて区分された市町村の各セクションにおいて、あらかじめ総評議会(conseil général)によって定められる際に、12人の市民から構成される委員会が組織される。

第2条 委員会の構成員は、聖職者、元貴族、地方の元領主、および元領主の手先によって 選出されることはできず、投票により、賛成が相対的多数を得た場合に任命される。

第3条 各々の任命については、人口1,000人毎に、市町村および市町村のセクションに含まれることになる100名の選挙人が必要である。

第4条 市町村委員会又は市町村のセクションの各委員会は、その郡のために、市町村に実際に居住しており、或いはそこに来訪することが許される全ての外国人の届出(déclarations)を受領する義務を負う。

第5条 その届出には、氏名、年齢、職業、出生地、および届出人の生活手段が含まれる。

第6条 届出は、このデクレの公布後1週間以内に行われる。名簿は掲示され、印刷される。

第7条 前条で規定された期間内に、居住地の市町村委員会およびセクション委員会の前でこの届出の作成を拒否又は無視した全ての外国人は、24時間以内に市町村から、1週間以内に共和国領土から、それぞれ離れなければならない。

第8条 フランスが戦争状態にある政府を有する国で生まれた全ての外国人は、その届出を行ったとしても、フランスで形成された施設、又はそこで従事した職業、又は既得不動産、又は公民感情について、市町村、ないし市町村がセクションに分割されている場合にはセクションにおいて、1年以上居住する6名の市民の証明によって、委員会の前で正当化され得ない場合、24時間以内に市町村から、1週間以内に共和国領土から退去しなければならない。

第9条 フランスにおいて財産を持たず、そこで有用な職業に従事していない外国人は、前条の罰則を条件として、6名の市民の証明書のほか、当該外国人が有する推定資産の半分の金額まで担保に出す義務を負う。

第 10 条 前条までの諸規定によりフランス領土から追放された全ての者、および定められた期間内にフランス領土から離れなかった全ての者は、10 年の厳罰刑を宣告され、かつ彼らの居住地の訴追官(accusateur public)によって訴追される。

第 11 条 委員会に提出された申出は、当該申出に関してであれ決定に関してであれ、異議の

申立てがなされた場合には、略式で最終的に決定を下す県議会又はセクション議会に届けられる。そのために県議会又は市町村のセクション議会がその審議を中断した場合、審議が開催される時間があらかじめ記録簿に記される。

第 12 条 その目的、必要性および形式が記録簿の上で確認される臨時召集の場合を除いて、 審議が中断している間に行われた議決は、そのことによって無効とされる。それに署名をした 議長および書記官は、治安軽罪裁判所に告訴され、3ヶ月の勾留の刑を宣告される。

第 13 条 騒擾によって捕えられ、又は金銭ないし助言によってこれを教唆若しくは幇助したと認められた全ての外国人は死刑に処する(以下省略)」 $^{5}$ 。

## 7. ロベスピエール、サン=ジュストの憲法草案

(1) 1793 年 4 月 24 日、ロベスピエールの人権宣言草案<sup>6)</sup>

1793 年 4 月 24 日、「人および市民の権利宣言」の討議(追加条項を提案するために最終審議)において、ロベスピエール(Maximilien Robespierre)は、「全ての人および全ての諸国民を結合する博愛の義務並びに相互扶助の権利」を忘れないよう訴えた。「専制君主に対する諸国民の永遠の同盟の基礎」としてのフランスの人権宣言は、彼の私案によれば、以下の四つの条項を付け加えなければならなかった。ここで敵とされた者は「国王、貴族、専制君主」たちである。

「第1条 全ての国の人間は兄弟であり、外国の人民は、同じ身分の市民として、その能力にしたがってお互いに助け合わなければならない。

第2条 ある国民(un nation)を抑圧する者は、全ての諸国民の敵と宣言される。

第3条 自由の進展を阻み、人権を侵害するために、ある人民(un peuple)に対して戦争を行う者は、通常の敵としてではなく、殺人者および反逆的な略奪者として、全ての人民によって追及されなければならない。

第4条 国王、貴族、専制君主は、いかなる者であれ、地上の主権者である人類に対する、および世界の立法府たる自然(nature)に対する反逆的な奴隷である」<sup>7)</sup>。

## (2) 1793 年 4 月 24 日、サン = ジュスト提案の憲法草案<sup>8)</sup>

ロベスピエールに続いて登壇したサン = ジュスト (Saint-Just) は、彼の憲法私案 (Essai de Constitution pour la France) の中で、「同じ市町村に1年以上居住する」ことだけを「市民の身分」の要件としている。また、「外国人」は「神聖不可侵」の存在とまで位置付けている (基本的諸規定第4条) $^{9}$ 。

「第1部第3章 市民の身分について

第1条 21歳に達し、同じ市町村に1年以上居住した全ての人は、人民の議会において投票権を有する。

第2条 21歳に達し、同じ市町村に1年以上居住した全ての人は、全ての職務に選ばれる。

第3条 法律は、市民の間に支配者を認めない。法律は、召使の身分を認めない。法律は、 労働する人とその人間に金銭を支払う人との間に、入念に、平等かつ神聖不可侵の政治参加 (engagement)を認める。

第4条 公務員、本国を離れて軍職に就く者、人民の代表者、議会の構成員、大臣は、その 職務にある期間、投票権を一時停止する。

第5条 全ての人は、国民議会の前で請願する権利を有する。請願者は、その意見を理由に不安にされることは認められない。もし国民議会がその意見を拒否したならば、議会は抑圧される。人民は、人権の侵害に反対の意を表明しない者の信任を解除する権利を有する」<sup>10)</sup>。

「第9章 外国との関係について

第1条 フランス人民は、自らが全ての諸国民の友であることを宣言する...(以下省略)。

第4条 共和国は、自由の大義のために祖国を追放された者を保護する。

第5条 共和国は、殺人者および専制君主への避難所を拒否する(以下省略)」11)。

8 . 1793 年 4 月 29 日、ランジュイネ (Lanjuinais) の報告およびデクレ草案の提出 (1) ランジュイネ報告<sup>12)</sup>

1793 年 4 月 29 日、憲法諸草案の分析の任務を負った 6 人委員会を代表して、ランジュイネが報告を行った。その上で、彼は、9 人委員会草案の第 2 章(市民の身分およびその権利行使のために必要な要件)に関するデクレ草案を提出した。彼の報告によれば、フランスから追放された「あらゆる種類の特権階級」、すなわち「出自の特権階級としての金持ち階級」・「特性の特権階級としての知識階層および才人(talent)階層」・「他の特権階級よりもさらに有害な、無知で反道徳的な貴族階級」は、国民公会がフランス人に提案しようとしている憲法を前にして、消失されなければならないとした。その手段の一つとして、「(1)フランス市民とは何か?(2)政治的議会において投票するための必要要件は何か?(3)政治的地位および職務に就くための被選挙資格の必要要件は何か?」という問いに決着をつけることが必要であるとした。そして提出された憲法私案の数々を分析し、委員会としての結論を議会に提案した。

第一の問い「フランス市民とは何か?」について、彼は、「共和国上で呼吸をし、かつ非の打ち所のない(irréprochables)全ての者は、フランス市民である」という作家シェルアル=モン = レアル(Cherhal-Mont-Réal)の「市民」定義に反駁する。

「…市民という言葉によって呼び起こされる一般的観念は、市民社会の構成員(membre de la cité)、市民社会(société civil)、国民(nation)という観念である。厳密な意味において、それは政治的諸権利を行使すること、人民の議会において投票することを認められた者、公職を選出し、選出され得る者のみを意味する。一語で言えば、『主権者の構成員』である。したがって、子ども、狂人、未成年者、女性、体刑および名誉刑の受刑者で復権するまでの者は、市民ではないであろう。しかし、その用法において、我々は、社会集団に所属する全ての者に、すなわ

ち、政治的権利を持とうと持つまいと、外国人でも民事死でもない全ての者に、この表現を適用する。結局、人や財産があらゆる点において国の一般法によって統治されているところの、市民的権利(droits civils)の全てを享受する者に、この表現を適用するのである。それが、もっとも一般的な言葉における市民である。

政論家、そしてさらに立法者は、しばしば、この極めて異なる二つの意味を混同している。そしてそこから、不明瞭さ、一貫性のなさが、一定の命題に結びつく。諸君は至るところでこの混同を見出している。この混同は、1791 年憲法の中にまで存在する。さらに、1793 年憲法の委員会草案の中にまで示され得るであろう。『市民』とは、この草案の権利宣言の幾つかの条文においては、その年齢がいくつであれ、政治的権利を享有していようといまいと、全ての個人である。しかしながら、諸君は、検討されている第2章の下で、以下のことを見出さなければならない。すなわち、『共和国市民』であるためには満21歳に達していなければならないこと、次に、幾つかの要件を充たすことによって、フランス市民とは選挙権を享受し得ることである」。この混同を避けるために、彼は、後者の「市民」を「能動的市民」と名付けた。但し、この「能動的」という言葉は、シェイエスが用いていたような財産保持を区分する表現ではなく、あくまでも「政治的議会における選挙権」の享有者を意味するものとしてである。次に彼は、「フランス市民の身分」と「フランス市民の権利行使」を分けて論じることを提起する。

「1791 年憲法は、異なる二つの章で諸個人の身分(1'Etat de personnes)について論じている。第2章では、市民的権利の全てを市民に保障する、市民の有する市民的身分(1'état civil)の諸規範を整理していた。第3章では、彼らの政治的権利の行使に関する諸規範を置いていた。最後に、第5章では、外国人の諸権利を規定していた。もっとも上品さと巧妙さを有する憲法起草者の一人であるドヌー(Daunou)は、この類例に従った。彼は、第1節において、諸個人の身分に関する資格、すなわち市民的身分について論じている。そして第2節において、諸個人の政治的身分に取り組んでいる。委員会草案は、とりわけ諸個人の市民的身分については、全く述べていない。これは、修正すべき遺漏であり得る」。

彼は、ドヌーが整理した条項の中で注目すべき条項の一つとして、「例外なしに、フランス領内に存する全ての個人は、共和国のあらゆる法律によって等しく保護され、これらの法律に従うことを強要される」を挙げた<sup>13)</sup>。しかし、この条項は「不正確」であると指摘した。なぜなら、「外国において生まれた者および市民でない者、同様に、市民権剥奪によってフランス市民の権利の能動的行使を喪失した者は、フランスにおいて政治的権利を全く享有しない。そして結果的に、これと政治的権利を定めるフランス法によって、フランスで平等に保護されることはない」からである。彼はこのように、外国人は「政治的権利」を有しないとした。なお、フランス市民の資格の喪失要件に関して、ランジュイネは、市民権剥奪の刑が、単に市民的権利および政治的権利を「一時停止」させるだけであると主張し、この条項の見直しを求めている。

次にランジュイネは、第二の問い「能動的市民であるために必要な要件は何か?」に話を移

し、そこで、「フランス国民への帰属」ということを強調している。

「能動的市民には本質的な要件が存在する。すなわち、知識、権利を有する年齢に達していること、理性の行使(usage de la raison)、フランス国民に帰属することを求める宣言、フランス国民への帰属を求める永続的意思が推定されて以降の居住期間、および判決によってその市民資格又は選挙権を奪われていないことである」<sup>14</sup>)。

この中で、本稿との関係で重要なのは「フランス国民に帰属することを求める宣言」および「フランス国民への帰属を求める永続的意思が推定されてからの居住期間」という要件である。彼はこの点に関し、外国人が主権を享有するためには「不確定さ」があってはならず、形式的ではあれ、その意思を宣言することが必要であること、その際に、一定の居住期間が求められることを主張している。

「我々は、その意思の積極的、形式的宣言なしに、社会集団の構成員であり得るし、全ての市民的権利に参加し得る。すなわち、生来の居住者、昔からの居住者(la natif, l'ancien habitant)は、その国の主権を行使する者の一般的意思に従うとみなされている。それは単なる市民であるためには十分である。もし我々自身がその国を統治することを欲し、そこで主権の構成員になる場合に、特にその国で出生していないのであれば、少なくとも、形式的にその意思を宣言しなければならない。主権を有する構成員の資格に関する不確定さは、そこに存在してはならない。それゆえ、公民登録が必要なのである。

しかし、この公民登録は、外国で生まれた者、或いは長い間不在であった者に対しては、その国に属し、かつその国の利益を擁護するという真の彼らの意思を推定させる一定の居住期間の後でしか、効果を生み出してはならない。委員会は、政治的権利を求める全ての者に、さらには生来の居住者に、その登録以降の居住期間を要求するものである。私は、この点について、確固たる理由を見出してはいない。しかし、人々は居住する生来の者が有利になるように区別を設けるための差し迫った理由を同様に待たずとも、定められた手続きを極めて容易に満たしうるのである。それゆえ、一般的かつ絶対的な法律を作成する方がよい。

1 年間という居住期間では、権利保持者の多くにとっては極めて短く、外国人にとっては極めて有利で、彼らを受け入れる国にとっては極めて危険なように思われる。居住期間は6年にまで引き上げることが求められる。この指摘は、考察されるに価するものである。特に、たくさんの外国人が、もっとも重要な市民的政治的な職を奪われた後に、あらゆる騒乱を引き起こし、助長するために、彼らの影響を極めて公然と悪用したこの時代にあっては。諸君が判断することは、これらの危険を未然に防止しなかった共和国の広がりと統一性が、危険が永続し又は再生されることを妨げるために、十分に強力な障害となっているかどうかということである。公民登録後3年間という期間は、我々にとって必要不可欠であるように思える。我々は、決意することによって、幸福な時代を促進することが可能である。その幸福な時代とは、政治が、自然の承認を得て、我々に、もはや犯罪者しか外国人とは認めないことを容認し、人類の全て

を同胞として見出すことを容認する時代である。しかし我々は、我々が臣民および首領から、 奴隷および専制君主から包囲されるのと同じくらい長い間、他国の市民に対して取るべき予防 策を持つことになる。

次に彼は、公民宣誓について検討する。

「公民名簿以外にも、幾人かの者は、共和国および法律への<sup>15)</sup>忠誠宣誓を、さらには公民証書<sup>16)</sup>を要求する。公民宣誓は、新しい憲法草案からは賢明にも削除された。この宣誓は、全ての法律および全ての公的証書から追放されなければならない。その意思を法律に合致させている市民に関して不要なものであるこの宣誓は、その意思が異なるか、反対の者に対しては不当なものである。…私は、公民宣誓に反対することをやめない。本質的に異端糾問のようで恣意的な公民宣誓のレジームは、家族の幸福の中に悲痛を運んだ。革命が成就したというのに、我々は、おそらく、公民宣誓を受け入れることが強制される。政府の一般的手段をそこでなすことを主張することは、残忍である。

国民衛兵登録簿への登録はといえば、それは、全く必要のないものである。平等のレジームの下、公民名簿 (registre des citoyen) は、祖国の擁護者の名簿でもある」<sup>17)</sup>。

次に彼は、大多数のイギリス人の憲法試案が有していた「納税を行っていない者に能動的市民の権利を付与しない」という考え方について、「イギリスが持っている偏見の結果」であると批判し、市民であるということは、表面上現れる財産によってではなく、人格 = 人間(personne)によるものであるとした。つまり、人間によって人間のために社会は創設されるのであり、公的保護で生活する者もその構成員であるのだ $^{18}$ )。さらに彼は、市民の資格喪失要件について、公募された憲法私案の様々な意見を紹介し、それらに評価を与えている。

「『市民の資格は、帰化によって、および公民権剥奪の刑によって喪失する』。これは、委員会案の第2条である。我々は、常に復権の期待を与えている公民権剥奪が、現実に政治的権利の行使を一時停止させるものでしかないことを既に考察した。すでに、政治的権利の行使を喪失させ、又は一時停止させる他の理由が提示されている。すなわち、生まれによる差別を想定し、又は修道請願を求める集団への加盟<sup>19)</sup>、在監者の身分、又は外国勢力からの賃金の受け取り<sup>20)</sup>、起訴状態<sup>21)</sup>、懲治刑の有罪判決、窃盗又は詐欺による2年の禁固刑<sup>22)</sup>、破産<sup>23)</sup>。但し、破産者が全ての債権者に返済したことを報告した場合はこれを除く。最後に、支払い期限のきた税金の支払いを無視した者、正当な理由なしに兵役を拒否した者、又は人民から委任された無償の職務を拒否した者、又は第一次集会から逃走した者に対する停職処分(suspension)<sup>24)</sup>」<sup>25)</sup>。

ランジュイネによれば、 および の理由は正当かつ政治的 (justes et politiques) であり、 外国に帰化するのと同様、強力なものであるとされる。 については、有罪判決が下されるまでは無罪推定がなされること、および起訴が誤って行われた場合には本来選挙権を付与される べき者が剥奪されることになることから理由がないとされている。 については、軽罪判決に よって命じられた禁固刑により、1年又は2年の間政治的権利の行使全てが一時停止になることを決定することは、不適当なことではないとした。 については、破産が偽装的であるか否かによって区別し、前者の場合には市民権剥奪が行われる。 については、「停職処分」は法律事項であり、憲法は一般にそれを許さなければならないとした。ランジュイネは、委員会草案第3条以下についても検討し、その第7条において《residence》以上を意味する言葉として《domicile》という言葉がここで用いられていることにつき、『一外国人による憲法構想』を記した匿名の憲法私案起草者が、この条項を不当であるとしていることを紹介している。

## (2) デクレ草案の提出

以上の検討をもとに、ランジュイネは、憲法における「市民の身分」について以下のような デクレ草案を提出した。国民公会は、この報告を印刷することを布告した。

「第1条 フランス領土内で、フランス人の父親から生まれた両性の諸個人、 フランス領土内で外国人の父親から生まれた者、又は外国においてフランス人の父親から生まれた者で、フランス領土内にその居所を定めた者、 フランス領土の外で外国人の両親から生まれた者で、フランス領土内に中断することなく3年以上居住し、その居所に定住する意思を宣言した者は、フランス市民である。

第2条 フランス市民の資格は、以下の場合に喪失する。 外国への帰化によって。 出自の差別を前提とし、又は修道請願を要求する全ての外国の団体への加入によって。

第3条 フランス市民の資格は、判決によって公民権剥奪を伴う刑罰が科せられることによって、その有罪宣告が取り消されるまで一時停止する。

第4条 共和国の能動的市民のみが第一次集会で投票し、その集会の直接投票によって共和国の全ての職務に就くことができる。

第 5 条 男性で、満 21 歳に達し、第一次集会の公民名簿に記載され、かつフランス領土内に中断することなく 1 年以上居住したフランス市民は、共和国の能動的市民である。

第6条 能動的市民は、3ヶ月以上中断することなく実際に居住しているカントンにおいて のみ投票することができる。

第7条 能動的市民の資格は、フランス市民の資格の一時停止によって、判決によって認められた精神薄弱又は心神喪失によって、および法律によって決定された他の場合において、これを一時停止する。

第8条 国民の名において与えられた任務ではなしに、共和国領土の外に6ヶ月間居住した全ての市民は、6ヶ月間中断することなくフランス領土内に居住した後でなければ、能動的市民の権利の行使を回復することはできない。

第9条 何人も、第一次集会において再出馬し得ることも、一以上の第一次集会において同 じ候補者のために投票することもできない。」

# 9.1793年6月24日国民公会採択、1793年憲法

## (1) 1793年6月14日の憲法審議

ジロンド派追放(5月31日~6月2日)後、国民公会の多数を占めたモンターニュ派が作成した憲法草案は、6月10日、エロー・ド・セシル(Hérault de Séchelles)が報告者となって提案された。その「人および市民の権利宣言」第25条は、「主権は人民に属する。それは、単一不可分で、時効によって消滅せず、不可譲である」と規定し、憲法第7条は「主権者人民は、フランス市民の総体である」とする。各市民が「法律の制定、およびその受任者若しくはその代理人の選任に参加する平等な権利を有する」(「人および市民の権利宣言」第29条)とするこの憲法は、「人民主権」原理 =「選挙権権利説」の選挙法制を採用した憲法と考えられている。この憲法は、議会提出から制定までわずか2週間しか経ておらず、その「市民の身分」に関する審議は、6月14日に僅かな時間が割かれただけである。報告者が提案した「市民の身分」(第3章第1条)の文案は以下の通りであるが、フランス市民の権利を「外国人」が行使し得るとする点に関する討論は皆無であった。

「 フランスに生まれ、21歳に達した全ての人(男性) 同様に、21歳に達した全ての外国人で、( )1年以上前から共和国内で自己の労働により生活する者、( )所有権を取得し、かつ 1年以上前からフランスに居住する者、( )養子を取るか、又は老人を扶養し、かつ 1年以上前からフランスに居住する者、 最後に、立法府によって、人類に多大な功績があったと判断される全ての外国人は、フランス市民の権利の行使を認められる」。

これに対して、チュリオ (Thuriot) は次のような動議を提出した。

「私は、個人の身分を決定すべきであると思う。なぜなら、金持ちの人間は、有利に投票するために、数多くの労働者又は使用人を雇い得るからである。諸君はこの濫用を防がなければならない。私は、《reside》という言葉の代わりに《domicilié》という言葉が置かれることを要求する。なぜなら、住所を有するということは、アパルトマンを借りなければならなかったり、居住用の家を購入しなければならないからである。」

国民公会は、チュリオによる修正案を伴った起草案を採択し、最終法文は次のようになった。 「市民の身分について

第1条 フランスに生まれ、かつ居住する満 21歳の全ての人(男性)。同様に、21歳に達した全ての外国人で、1年以上前から共和国内で自己の労働で生活し、かつそこに居住している者、フランスにおいて所有権を有する者で、かつ1年以上前からそこに居住している者、フランス人女性と婚姻し、かつ1年以上前からそこに居住している者、養子を取るか、又は老人を扶養し、かつ1年以上前からフランスに居住している者。最後に、立法府によって、人類に多大な功績があったと判断される全ての外国人。以上の者は、フランス市民の権利の行使を認められる」。

次に、エロー・ド・セシルは、第2条を討議に付した。

「市民の権利の行使は、以下の事由により喪失する。 外国への帰化によって。 非人民的 政府の職務、又はその政府から得た待遇の受け入れによって。」

この文案の討論において、シャボ(Chabot)は「幾人かの陰謀家たちがフランス市民の権利 と同時に、彼らが人民的だと主張する少数の貴族共和制の待遇を享受することを避けるために、 『非人民的政府( gouvernement non populaire )』という言葉の代わりに『外国の政府( gouvernement étranger)』という言葉を置くことを提案した。この点に関しては、チュリオが「この修正案に 関する前提問題」として、「いまだに真に人民的な政府というものは存在していない」とし、 「我々がその政府をフランスにつくり出す」必要性を述べた。デュコ(Ducos)(ジロンド派) は、「非人民的」という言葉を残すことを要求した。シェニエ ( Chénier ) は、「人民主権をまっ たく基礎として持たないような全ての政府から発せられる待遇」という文案を提案した。チュ リオは、「君主制においてさえ、人民がその主権を有している」ことを理由に、「シェニエの文 案は間違っていると思う」とした。ガラン・クロン (Garran-Coulon) は、「もし諸君がこの条 文を宣告するならば、この条文が諸君の結合(alliance)を妨げることになる」とし、「例えば、 諸君がその結合を非人民的な諸政府とともに地中海上に打ち立てようと欲すれば、諸君は、そ の権力者たちに仕えようとしている諸君の将軍たちを制止し得ない」と指摘した。そしてその 権能を留保するために、この条文に「フランス政府の同意なしに」という言葉を付け加えるこ とを要求した。ティリオン(Thirion)は、ガランに対して、「外国の権力者たちに仕えたフラ ンス人は、共和国内に再入国できるし、かつ1年居住した後、彼の権利を回復し得る」と反論 するとともに、「ある個人が外国政府において職責を果たすと同時に、彼の祖国において投票す ることはできない」と主張した。結局、国民公会は、全ての修正案を否決するとともに、第 2 条の「市民の権利の行使の喪失」に関する部分を原案通りに可決した26)。

## (2) 1793 年憲法における「市民」資格に関する諸規定

1793 年憲法における「主権者人民」は「フランス市民の総体」であり(第4章第7条)「その議員を直接選任」し(同第8条)「[地方]行政官、公仲裁人、刑事裁判官および破棄裁判官の選出を選挙人に委任」し(同第9条)、「法律を議決する」(同第10条)といった主権の行使に直接携わる行為をおこなう。その主権を行使するために、フランス人民は「カントンの第一次集会」に区分される(第2章第1条)。その第一次集会は「各カントンに6ヶ月以上居住する市民によって構成」され(第5章第11条)、選挙は「各投票者の選択に基づき、記入投票もしくは大声でおこなわれる(同第16条)。このように、主権者の一員として携わる「市民」の資格は、上述(1)の通りであるが、以下に全ての条項を掲げる。

## 「第3章 市民の身分について (De l'état des citoyens)

第4条 フランスに生まれ、かつ居住する満21歳の全ての人(男性)。同様に、21歳に達した全ての外国人で、1年以上前から共和国内で自己の労働で生活し、かつそこに居住している

者。フランスにおいて所有権を取得する者で、かつ1年以上前から共和国内で自己の労働で生活し、かつそこに居住している者。フランスにおいて所有権を取得する者で、かつ1年以上前からそこに居住している者。フランス人女性と婚姻し、かつ1年以上前からそこに居住している者。養子を取るか、又は老人を扶養し、かつ1年以上前からそこに居住している者。最後に、立法府によって、人類に多大な功績があったと判断される全ての外国人。以上の者は、フランス市民の権利の行使を認められる。

第5条 市民の権利の行使は、以下の事由により喪失する。 外国への帰化によって。 非 人民的政府の職務、又はその政府から得た待遇の受け入れによって。

第6条 市民の権利の行使は、以下の事由により停止される。 訴追状態によって。 判決 が破棄されない限りの欠席裁判によって。」

## 「第6章 国民代表

第 28 条 市民の権利を行使する全てのフランス人は、共和国の全領土内で被選挙資格を有する」 $^{27)}$ 。

# 10.1793年8月3日~、「外国人に関するデクレ」をめぐる動き

(1) 1793年8月3日、「外国人に関するデクレ草案」

1793 年 8 月 3 日、投機売買を監視し暴動を抑える任務を負わされた 6 人委員会を代表して、ガルニエ(Garnier (de Saintes))が報告を行い、「外国人に関するデクレ草案」を提出した<sup>28)</sup>。彼の報告によれば、このデクレ草案が提案されることになった背景には、フランスが全諸国民の友人および盟友であることを知らせ、外国の国民をその領土に受け入れていたとき、フランスを隷属状態に置こうとした専制君主国家が、スパイをフランスに送りこんでいたという認識がある。

「外国人が、この圧制的な国王たちの堕落した道具となり、彼らの主人の犯罪を共有する現在、彼らは、彼らを保護し、彼らに友好的な手を差し出す保護国(nation hospitalière)を裏切っている。…フランス人民は、内では外の陰謀家の敵から、外では裏切り者から取り囲まれており、内戦と同時に、敵意をもった陰謀、そして彼らに対抗して連合する5大国に立ち向かっている。フランス人民は、新しいアッティラたち-彼らは、簒奪もテロ行為もしてはならない権力を持つことを恥じているであろう-の戦火、武器、毒から身を守らなければならない。

その上で彼は、敵国であるイギリス人、オーストリア人を「我々の友人ではない」として追放することを要求する。しかし同時に、彼は、外国人を陰謀家と友好的な者とに分けて、前者のみをフランス国内から一掃しようと主張した。こうした報告の後に提案された「デクレ草案」は次のようなものである。

「国民公会は、国際公法および戦争法を破壊している共和国の敵の勢力が、慈善行為および 保護行為を日々行っているフランス国民のことを考慮に入れてまさに人そのものを利用してい ることに鑑みて、また公安がフランス国民に、結合と友愛の原理が今日まで拒絶してきた安全 措置 (mesures de sûreté) をとるよう命じていることに鑑み、以下のことを布告する。

第1条 フランス共和国が戦闘状態にある列強国の領土で生まれた外国人は、国民公会によって別の命令が出されるまで、監獄に勾留され、その身分証書には封印がなされる。

第2条 芸術家、労働者、および作業場又は手工業場に雇われている全ての者は、当該市町村の2名の市民によってそのことを証明してもらい、および愛国心を有していることが認められることを条件に、この措置から除外される。

第3条 労働者でも芸術家でもない者で、かつ公民精神の確実な証拠が付与された、1789年7月14日以前からフランスに居住している者も、この措置から除外される。

第4条 フランス革命への愛着を証明するために、外国人は、本法交付後3日以内に、市町村又はセクションの総評議会の会議に出頭し、以下のものを示す義務を負う。芸術家および労働者は、そのことを証明する2名の市民。その他の者は、その公民精神の証明又は証拠書類(preuves justificatives)。

第5条 全ての市民は、外国人の原則的純粋さに関して何らかの疑惑を高める認識に至った 事実を、いずれかの機関に申し立てる権利を有する。もしその事実が現実のものであり、外国 人に対する嫌疑の正当な理由を立証するならば、前条に定められた期間内に共和国から追放す ることを認める決定が、市町村又はセクションの総評議会によって下される。

第6条 当該外国人の公民精神および誠実が認められる場合、市町村官吏はそれを等しく確認し、外国人にフランス共和国が彼らに保護の恩恵を認めることを宣言する。当該外国人の名前は、外国人リストに記載され、市町村庁の会議室に掲示される。

第7条 保護証書(certificat d'hospitalité)を取得した者は、左腕に『保護(hospitalité)』という言葉、および出身国名を記したトリコロールのリボンを着用しなければならない。

第8条 外国人は、いかなる時にもこのリボンを捨てることはできず、保護証書なしに外出することもできない。この2つの条件のいずれかに違反した場合、当該外国人は不審人物として国外追放される。

第9条 前条に該当する外国人で、法律に対する確証的違反(infractions prouvées)ゆえに憲法上の機関に告発されていた者、銀行業又は投機売買に従事しつつ大革命に直接参加しなかった者、最後に、工場又は不動産を有せずに金利で生活をしている者は、不審人物として国外追放される。そのことは、決定により根拠づけられる。

第 10 条 保護証書を取得できなかった者には、遅くとも本法公布後 1 週間以内に、国境までの道順が示されたパスポートが交付される。

第 11 条 フランス共和国が戦闘状態にある国の外国人は、共和国の地に再入国した場合、陰 謀家として死刑となる。

第 12 条 外国の権力であれ、或いは亡命貴族であれ、他の全てのフランスの敵であれ、彼ら

と内通を準備したことが認められた者は、陰謀家として刑罰を科せられる。その後当該人物の 財産は、共和国の所有になることが宣言される。

第 13 条 本法に違反する外国人をかくまった市民は、亡命貴族をかくまった者に対して宣告された刑罰を受ける。

第 14 条 官憲には、本法を厳正に実施することが命ぜられる。これに違反した場合、個人責任を負う。

メルエ(Mailhe)はこの草案に反対し、「嫌疑をかけられた外国人を国外追放することは、ヴァンデの反乱者の数を増やすこと」になり、彼らの全てを「人質として拘留する」という緊急動議を提出し、プレアル(Bréard)も「おびただしい数の外国人を共和国の領土から追放することは危険なことである」として、彼らを拘留状態に置くことに賛同した。ルコワントル(Lecointre (de Versailles))は、オーストリアおよびプロシアの脱走兵も拘留状態に置かれるべきであるとした。これに対して、ドラクロワ(Delacroix (Eure-et-Loir))は、「ブレアルによって提案された措置は正当だと思われる」としつつ、「脱走兵に50リーブルという金額を与え、さらに立法議会がフランスに招きいれた脱走兵にまでその措置を拡大しなければならないとは思わない」とし、「スペイン国境上にオーストリアの脱走兵を仕えさせ、北フランス国境上にスペインの脱走兵を仕えさせれば、我々に対する妨害を阻止し、さらに彼らを有効利用できる」とした。また、ティボルト(Thibault)は、手工業工場の外国人労働者は、彼らしかその仕事のノウハウを知らないので、彼らをその場所に置き続けるよう例外措置を設けるよう主張した。

結局、国民公会は、ガルニエの報告およびデクレ草案の印刷、並びに議論の継続を決定した。

## (2) 1793年8月7日、「ピットが人類の敵である」ことの宣言

1793 年 8 月 7 日、ガルニエは「ピットが人類の敵である」ことを議会が宣言することを提案した。フランスに敵対的な行動を取る者は「極悪人」のピットによって指導されており、「全世界がこの人間を殺害する権利を有している」ことを求めたのである<sup>29)</sup>。これに対しては、ある議員が「法律によって殺人を正当化することを提案する資格はない。いかなる点においても、外国人の生命は我々のものではあり得ない」と主張した。しかし、ガルニエは「それゆえ私は、実際にフランスにおいて生活している外国人に関する法律を直ちに審議することを諸君に要求する」と反駁した。クートン(Couthon)は、「ピットの殺害を正当化するこの提案は支持し得ない」が、「少なくとも、ピットが人類の敵であることを正式に宣言することは要求する」とした<sup>30)</sup>。結局、国民公会は、フランス人民の名において、イギリス政府首相ウィリアム・ピットは人類の敵であることを宣言した<sup>31)</sup>。

(3) 1793 年 8 月 7 日、「外国人に対するデクレ (décret contre les étrangers)」可決投機売買を監視し、暴動を抑える任務を負った 6 人委員会を代表して、ガルニエ・ド・サン

トは「外国人に対するデクレ草案」を討議に付した $^{32}$ )。国民公会は、作成された文案なしに(sauf redaction) このデクレ草案を可決した $^{33}$ )。

## (4) 1793年9月6日、「外国人に対するデクレ」

「国民公会は、数日前に、外国人に対して取られるべき措置を含むデクレの基礎を布告していた」<sup>34)</sup>。この日、一般安全委員会の委員・ガルニエは、デクレの条文の起草を行った。討論後に布告されたデクレは、最終的に以下のようになった。

「国民公会は、国際公法および戦争法を破壊している共和国の敵の勢力が、慈善行為および 保護行為を日々行っているフランス国民のことを考慮に入れてまさに人そのものを利用してい ることに鑑み、また公安がフランス国民に、結合と友愛の原理が今日まで拒絶してきた安全措 置をとるよう命じていることに鑑み、以下のことを布告する。

第1条 フランス共和国が戦闘状態にある列強国の領土で生まれた外国人は、国民公会によって別の命令が出されるまで、監獄の中で勾留状態に置かれる。

第2条 芸術家、労働者、および作業場又は手工業場に雇われている全ての者は、その者の ために、当該市町村の2名の市民によって自らを証明してもらうこと、および誰もが有する愛 国心を条件に、この措置から除外される。

第3条 労働者でも芸術家でもない者で、フランスに居住して以降、フランス革命に対する 公民精神と愛着(attachment)の証拠を付与された者も、この措置から除外される。

第4条 それらの信条 (principes) を証明するために、外国人は、本法の公布後1週間以内に市町村又はセクションの総評議会の会議に赴き、以下のものを提出しなければならない。芸術家および労働者は、そのことを証明する2名の市民。その他の者は、公民精神の証明又は証拠書類。

第5条 全ての市民は、外国人の信条の純粋さに関して何らかの疑惑を高める認識に至った 事実を、いずれかの機関に申し立てる権利を有する。もしその事実が現実のものであり、外国 人に対する嫌疑の正当な理由を立証した場合には、当該外国人は拘留状態に置かれる。

第6条 もし外国人の公民精神が認められる場合には、市町村又はセクションの官吏は、当該外国人に対し、フランス共和国が彼らに保護の恩恵を認めることを宣言する。当該外国人の名前は外国人リストに記載され、そのリストは市町村庁舎の会議室内に貼り出される。その後、当該外国人には保護証書が交付される。

第7条 外国人は、保護証書を携帯することなく外出することはできない。外国人は、憲法 上の機関によって求められた場合、毎回その証書を提示する義務を有する。

第8条 投機売買を行った者、および工場又は不動産なしに金利で生活を行っているものに対しては、同じ刑罰が課せられる。

第9条 外国の権力であれ、亡命貴族であれ、又は他の全てのフランスの敵であれ、スパイ

と認定された者又は内通を準備したと認定された者は、死刑に処す。その後、彼らの財産は、 共和国の所有になることが宣言される。

第 10 条 本法公布 1 週間後、外国人は、保護証書を取得するために当該市町村議会又はセクションに出頭しなかった場合、病気又は不在であったために出頭できなかったことを証明しない限り、10 年の鉄鎖刑に処す。

第11条 隠したてや変装したことを暴露されたり、出生国を偽った者は、死刑に処す。

第 12 条 共和国と戦争状態にある国で生まれ、本法公布後にフランスに入国した外国人は、 陰謀家と宣言され、死刑に処す。

第13条 留学目的で入国した外国人の子弟は、住所先の個人が当該外国人の公民精神を保証した場合、フランスに滞在する自由を有する。

第 14 条 外国人は、満 16 歳に達して以降、公民精神を持つことをいかなる市民によっても 証明されない場合、国境までの道順が記された証明書を交付される。当該外国人は、その後、 遅くとも 2 週間以内に共和国から出国しなければならない。

第 15 条 フランス共和国と戦争状態にない国において出生した外国人は、その公民精神を証明するために、本法の諸条項と同様の手続きを義務付けられる。当該外国人が保護証書を拒絶した場合、同様に、前条に定められた期間内に共和国から出国しなければならない。したがって、国民公会は、外国人脱走兵には本デクレを適用しない。

第 16 条 官憲に、本法を厳正に実施することが命ぜられる。これに違反した場合、個人責任を負う。」

# 11.1793年12月25日および26日のデクレ

(1) 1793年12月25日(共和暦 年雪月5日)のデクレ

1793 年 12 月 25 日、ロベスピエールは、公安委員会の名で「革命政府の方針に関する報告 (rapport sur les principes du gouvernement révolutionnaire)」 35)を行った。そこでは、フランスのあらゆる危機の原因を外国人の責にしている。

「…外国人は、我々の行政庁やセクション議会において討議を行い、我々のクラブに忍び込み、国民代表という聖域にまで席を占めるに至った。彼らは、その同じ計画の上で、永久に反革命を導き、かつ導こうとしている。外国人は我々の周囲をうろつき、我々の意見にまで動機付けを与えようと努める。彼らは、我々が決めたことを覆す。諸君が気弱なら?彼らは諸君の慎重さを讃えている。諸君が慎重であるなら?彼らは諸君が気弱であると非難している。彼らは、諸君の勇気を無謀(témérité)と呼び、諸君の正義を残酷(cruauté)と呼んでいる。彼らに留意したまえ。彼らは公然と陰謀を企てている。彼らを脅かそうではないか。彼らは闇の中、愛国心の仮面の下で陰謀を企てているのだ。昨日自由の擁護者を殺害しながら、今日はその葬儀に参列しているのだ…。外国人は、しばらくの間、公的安寧の仲裁者(arbitres de la trangullité

publique)のように思われていた。金銭は、彼らの好きなように流通し、或いは消滅していた。 人民は、彼らが欲したときにパンを手に入れ、彼らが欲したときにそれを奪われたのである。 …彼らの主要な目的は、我々を互いに争わせることにある」<sup>36)</sup>。

ロベスピエールは、結論として、革命裁判所の訴追官(accusateur public)に対し、「外国人、銀行家、並びに反逆罪およびフランス共和国に対して同盟した国王たちとの共謀の罪に問われた諸個人」を裁判にかけることを求めた(デクレ草案第1条)。このデクレ草案は全員一致で可決されたのであるが、バレールは「ロベスピエールが報告で言い落としたことを指摘したい」として、次のような発言を行った。

「公安委員会が報告者に課した任務は、フランス人民にとって、国民代表に外国人を招いた デクレがいかに有害であったかを知らせることであった。我々がヨーロッパの国と戦争を行っ ているときに、いかなる外国人もフランス人民を代表する栄誉を望むことはあり得ない」<sup>37)</sup>。

ダントニスト・ブルドン (Dantoniste Bourdon de l'Oise) は、バレールの発言を支持し、トマス・ペインを名指しで非難した。誰もペインを擁護する者はいなかった。バンタボル(Bentabole) が「外国人は、戦争中、全ての公務から排除される」という動議を提出し、国民公会は「いかなる外国人も、フランス人民を代表することが認められない」ことを布告した。但し、ロベスピエールの動議により、「立派に公務を遂行しているベルギー人およびリエージュの人々」を特例とした。さらに、ある議員の提案に基づいて、国民公会は、革命的措置により「全ての外国人はフランス人民を代表する権利を認められないこと」および「その他全ての公務から彼らを排除するという追加提案を公安委員会に委任すること」を布告した38。

(2) 1793年12月26日(共和暦 年雪月6日)のデクレ

この日、チュリオが提案した「デクレ草案」が採択された。

「国民公会は、革命的措置および公安により、以下のことを布告する。

第1条 外国で生まれた全ての諸個人は、フランス人民を代表する権利を認められない。

第2条 外国で生まれた市民で、現在国民公会の議員である者は、本日以降、いかなる議決にも参加することができない。彼らの補充者(suppléants)は、直ちにデクレ委員会によって招聘される。

第3条 国民公会は、他の全ての公務について、外国で生まれた諸個人を排除する提案を公安委員会に委任する。公安委員会は、その事項について迅速な報告を行う義務を有する」<sup>39)</sup>。

チュリオは、「もし国民公会が、私の提案を認めるために例示することを要求するならば、私は、その視線をトマス・ペインに与えるであろう。彼は、専制君主の運命について同情を引くために最大限の努力を払うとともに、祖国から裏切り者と認められた人間たちと一緒に常に投票している」<sup>40)</sup>と述べている。後世の歴史家マチエによれば、このデクレによって、外国生まれのペインとクローツは直ちににその職を解任され、翌日、同じ時刻に逮捕されたという<sup>41)</sup>。

#### <注>

- 1) A.P., .s., t. 60., p.p.293 et 294.
- 2) A.P., .s., t. 60., p.294.
- 3) A.P., .s., t. 60., p.294.
- 4) A.P., .s., t. 60., p.386.
- 5) A.P., .s., t. 60., p.p.389 et 390.
- 6) A.P., .s., t. 63., p.p.197 et suiv.
- 7) A.P., .s., t. 6., p.198. なおロベスピエールの「人権宣言草案」につき、本文で紹介した 4 つの条項は、のちに第 35 条~第 38 条として提案され、印刷されることになった(A.P., .s., t. 63., p.200 )。
- 8) A.P., .s., t. 63., p.p.200 et suiv.
- 9) A.P., .s., t. 63., p.205.
- 10) A.P., .s., t. 63., p.p.205 et 206.
- 11) A.P., .s., t. 63., p.215.
- 12) A.P., .s., t. 63., p.p.561 et suiv.
- 13) A.P., .s., t. 63., p.p.561-563.
- 14) A.P., .s., t. 63., p.p.563 et 564.
- 15) ダルザン ( D'Alzan ) の手書きの草案など。voir, A.P., .s., t. 63., p.564. note au bas d'une page (1).
- 16) キュッセ (Cusset)の草案。voir, A.P., .s., t. 63., p.564. note au bas d'une page (2).
- 17) A.P., .s., t. 63., p.p.564 et 565.
- 18) A.P., .s., t. 63., p.565.
- 19) プルスヴォ (Presevot, de Dijion) ボワシ・ダングラス (Boissy-d'Anglas)の諸草案。voir, A.P., .s., t. 63., p.565. note au bas d'une page (1).
- 20) ボワシ・ダングラス。voir, A.P., .s., t. 63., p.565. note au bas d'une page (2).
- 21) デュラン・ド・メランスおよびパリ革命における匿名の起草者。voir, A.P., .s., t. 63., p.565. note au bas d'une page (3).
- 22) ヴァルザン ( Valsan )、ボワシ・ダングラスなど。voir, A.P., ..s., t. 63., p.565. note au bas d'une page (4).
- 23) ドノー、ボワシ・ダングラス、クセ (Cusset), voir, A.P., .s., t. 63., p.565. note au bas d'une page (5).
- 24) A.P., .s., t. 63., p.565.
- 25) A.P., .s., t. 63., p.567.
- 26) A.P., .s., t. 66., p.283.
- 27) A.P., .s., t. 67., p.p.143 et suiv.
- 28) A.P., .s., t. 70., p.181.
- 29) A.P., .s., t. 70., p.451.
- 30) A.P., .s., t. 70., p.451. 31) A.P., .s., t. 70., p.452.
- 32) A.P., .s., t. 70., p.452.
- 33) A.P., .s., t. 70., p.453. なお、原注(1)には、「このデクレの最終文案(rédaction définitive)は9月6日の審議において、ようやく読まれることになった」と記されている。
- 34) A.P., .s., t. 73., p.462. 原注(1)によれば、1793年8月7日のデクレのことである。
- 35) A.P., .s., t. 82., p.299.
- 36) A.P., .s., t. 82., p.302.
- 37) A.P., .s., t. 82., p.p.303 et 304.
- 38) A.P., .s., t. 82., p.304.
- 39) A.P., .s., t. 82., p.338.
- 40) A.P., .s., t. 82., p.339.
- 41) A.Mathiez, La Révolution et les Etrangers: cosmopolitism & défense nationale, La Renaissance du Livre, Paris, 1918, p.173.